

○草津市消防団員分限懲戒審査委員会設置要綱

令和8年3月30日

告示第130号

(設置)

第1条 草津市消防団条例(昭和38年草津市条例第16号。以下「条例」という。)第8条に規定する分限処分および条例第9条に規定する懲戒処分に関する事項を審査し、その公正を図るため、草津市消防団員分限懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、草津市消防団長(以下「団長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる処分に関する事項について調査および審査する。

- (1) 条例第8条第1項の規定による降任または免職の処分
- (2) 条例第9条第1項の規定による戒告、停職または免職の処分

(組織等)

第3条 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は、危機管理課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 草津市消防団副団長
- (2) 湖南広域行政組合 西消防署長
- (3) 湖南広域行政組合 南消防署長

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるとき、委員長が欠けたとき、または次条第4項の規定により委員長が会議に出席できないときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところ。

ろによる。

- 4 委員長および委員は、自己または3親等以内の親族に関する審査については、会議に出席することができない。
- 5 委員会は、懲戒処分の量定の審査にあつては、非違行為等を行った団員に弁明の機会を与えるものとし、弁明の方法は、口頭または書面のいずれかを事案ごとに決定するものとする。
- 6 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、本人または関係者の出席を求め、事情を聴取し、または資料の提出を求めることができる。

(審査結果の報告)

第5条 委員会は、審査が終了したときは、その結果を速やかに団長に答申しなければならぬ。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、危機管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。